

会員事業所 各位

日本商工会議所

佐野商工会議所

**大企業と中小企業による新たな共存共栄関係の構築を目指す「パートナーシップ構築宣言」  
の策定・登録のご案内について**

このたび中小企業庁は、取引先との共存共栄関係を築こうと考える大企業や中堅・中小企業の経営者が、自社の取引方針を『パートナーシップ構築宣言』として策定・登録し、専用ポータルサイトで公表する新たな枠組みを創設しました。本宣言は、①サプライチェーン全体で付加価値の向上に取組み、規模や系列等を超えたオープンイノベーションなど新たな連携の促進により「取引先との共存共栄関係の構築」を目指すこと、②新型コロナウイルスの影響による中小企業への「取引条件のしわ寄せ防止」など適正な取引価格の実現を目指すことなどを盛り込んだ自社の取引方針を、企業の代表者名で宣言するというものです。

多くの中小企業・小規模事業者は、商品・製品・サービス等を顧客（＝親事業者）へ提供する「サプライヤー」であると同時に、何らかの形で取引先（＝下請事業者／供給先／仕入元）から物品や資材等を仕入れる「購買者」という立場の2つの側面を持ち合わせています。本宣言の取組みを通じて、取引先と生産性向上の成果やコスト負担を適正にシェアし、「良いものを安く」から「良いものを価値を反映した価格」で仕入れる構造へと転換することで、サプライチェーン全体で付加価値に基づく適正な取引価格を尊重する機運醸成が図られると期待しています。

全国で多くの経営者の皆様に宣言いただき、商工会議所主導により「大企業と中小企業による新たな共存共栄関係の構築」、いわば『新しい石垣』を形づくる機運を醸成し、わが国の国際競争力強化や新型コロナウイルス克服後の未来を切り拓くことに繋げていきたいと考えております。

つきましては、佐野商工会議所会員事業所の皆様には、本趣旨にご賛同を賜わり、出来るだけ早期に「宣言」を策定・登録いただきますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。なお、この登録を通じ、いわば「わが社はホワイト企業」であることをPRできる機会になりますので、是非ご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(宣言の登録・公表先) <https://www.biz-partnership.jp/>
2. 参考資料
  - (1) 「パートナーシップ構築宣言」について [https://www.jcci.or.jp/chusho/20200622jcci\\_biz\\_partnership.pdf](https://www.jcci.or.jp/chusho/20200622jcci_biz_partnership.pdf)
  - (2) 三村会頭によるメッセージ(動画／YouTube にリンク) <https://youtu.be/hnUQI6xeO4c>
  - (3) 「パートナーシップ構築宣言」登録企業一覧 <https://www.biz-partnership.jp/list.html>
  - (4) 「パートナーシップ構築宣言」の策定・登録方法 <https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

【本件担当】

日本商工会議所 中小企業振興部(市川、中村、加藤) 電話:03-3283-7846

佐野商工会議所 業務課(千金楽)・経営支援課(青木) 電話:0283-22-5511

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

# 「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

## ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

## ②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

(公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト（2020年6月10日から提出可能）  
(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

## ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>

大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

## ④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ビジネスモデル構築型）」
- 「エネルギー使用合理化等事業者支援事業（年度またぎ事業）2次公募」

において加点措置を講じます。その他の経済産業省の補助金についても、優先採択を検討しています。

### 「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付  
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

### 「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会  
03-5541-6688  
提出先URL : <https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により  
中小企業を支援します。  
公益財団法人  
全国中小企業振興機関協会

